

第4章議会及び議員のうち第6条第1項に所定の条文である、

『議会は、直接選挙で選ばれた議員で構成する意思決定機関として、施策の決定や行政運営が適正に行われているか、町政の監視及びけん制を行うものとします。』

について、意見を述べます。

1. 趣旨

その趣旨は、地方議会は公選議員で組織された合議体の議事機関であり、合議体の本質的な任務は、自治事務にかかる条例の制定改廃に向けた議決等にあるということです。

2. 理由

敷衍しますと、

- ① 憲法には「法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置」とされ（同§93）、「意思決定機関」とはされていないこと。
- ② 憲法第93条から授けられて定められた地方自治法という法律においても「議会を置く。」（地自法§89）とだけ定められ、議会の権限は同法に「議決しなければならない」事項として条例の制定改廃、予算を定める、決算を認定する等が法定（同§96）されているにとどまっています。
- ③ その権限以上に公共団体のすべての意思決定を行う機関であるかのような規定を定めた実定法は現在わが国にはありません。
- ④ 因みに、自治体の長は、議会の議決する事項以外の事務は、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務があるとされています（地自法§138ノ2）。つまり、執行機関として自ら意思決定を行うことが予定されています。

3. 次に、わが国の代表的な文献から、主要なものを引用します。

『憲法93条1項は、議会を議事機関と述べるのみでその性格を明確には規定していないが、地方自治が「統治」の自治であると理解し、国レベルの「統治」のあり方とパラレルに考える観点から、議会を国会に対応させ、自治体統治の最高議決機関であると解する。ただし、憲法は自治体の統治機構として大統領制型を採用しているので、議会と長の権限配分は、国会と内閣のそれとは必ずしも同じであるわけではなく、法律で具体化することが予定されている。議会の権限として重要なものには、憲法自身が認めた条例制定権の他には、地方自治法100条の定める調査権が注目される。』

（高橋和之著「立憲主義と日本国憲法」333頁以下。有斐閣）

『憲法93条の規定は、地方公共団体が、その重要な機関として、意志機関としての議会と執行機関としての長との二つを有すること、しかも、議会の議員も長も、ともに直接に住民によって選挙されるべきことを定める。議会と長との関係についてはそれ以上くわしく規定することなく、これを法律にゆずっているが、国会と内閣との間に認められるような関係は、認められないとするのが趣旨であろう。』

（宮沢俊義著「全訂日本国憲法」769頁。日本評論社）